

「社長」
の疑問に
お答えします

実務に役立つ 税務Q&A

税理士法人マイツ 税理士 西垣 浩

Q 税務署による更正・決定に納得できないとき —— 不服申立て

私は、乙社（サービス業）を経営する同族会社のオーナーです。一般、乙社は、X税務署の税務調査を受け、乙社の関係会社に対する貸付金の貸倒処理について損金に算入されないとの指摘を受けましたが、私は、この乙社に対するX税務署の指摘について、納得できません。さらに、X税務署は、この指摘事項について修正申告

に応じないのであれば、更正処分も検討するとの打診をしてきています。

そこで、税務署長等の行った更正等について、不服があるときは、これらの税務署長等に対して不服を申し立てることができる制度があると聞きましたが、その制度の概要について教えてください。



(1) 「行政訴訟制度の概要」(下記図表参照)

納税者が、税務署長等の行った国税に係る更正や決定等に対する処分について不服がある場合には、国（行政機関）に対して、その更正等処分の取消しを求めることが認められています。

このような国（行政機関）の処分に対して救済を求める手続は、一般的に「行政訴訟制度」と呼ばれています。



(2) 不服申立前置主義

国税通則法においては、訴訟による司法救済を求める前に、行政上の救済を求めるという「不服申立前置主義」が全面的に採用されています。



不服申立ての前置を要するとした理由

- ① 税法に基づく処分は、毎年、大量に反復・周期的に行われ、又、課税処分等の争いは、その大部分が事実認定に関するものであるため、税務職員の知識や経験を生かし、もう一度見直しをして不服審査の段階で解決を図り、訴訟になるのを少なくして裁判所の負担を軽くすること。
- ② 税法が複雑で専門的な法律であるため、不服審査の段階で争点を整理することは行政の統一的な運用に役立ち、又、訴訟に移行した場合に裁判所の審理が容易になること。
- ③ 不服申立ては、訴訟と異なり、費用や手間が少なく簡易に納税者の権利利益の救済を図ることができること。

(3) 不服申立てと原処分の執行

不服申立てがなされた場合であっても、それらの申立てがなされたという理由のみで、原則として原処分の執行等（例：更正処分による納税義務の発生等）を停止することはありません（執行不停止の原則）。

● 行政訴訟制度の概要 (国税通則法75条、77条、115条、行政事件訴訟法14条)

